

★ 広島県立産業技術交流センター管理規則の一部を改正する規則（規則第八号）（商工労働総務課）

一 改正の要旨

産業技術交流センターを利用する者の利便性を向上させるため、利用の申込みを利用開始日の六月前から可能とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第九号）  
（水産課）

一 改正の要旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用する法律等を整理した。

二 施行期日

令和四年四月一日